

運営委員会規程

制定 2009年9月12日

改正 2013年9月14日

(目的)

第1条 本協議会の事業の円滑化を図るため、全国大学コンソーシアム協議会規約第12条の規約により、運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会の任務、機構、運営等は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号を以って構成する。

(1) 幹事の属する組織から選出された者

(2) 代表幹事が指名する者

(任務)

第3条 委員会は、幹事会から委任された次の事項について、審議決定することができる。

(1) 会員の入退会に関する審査

(2) 全国大学コンソーシアム研究交流フォーラムの企画・実施に関すること

(3) 本協議会の入会金、会費の管理に関すること

(4) 本協議会の広報に関すること

(5) 本協議会の規約・規程などの改廃に関すること

(6) その他、本協議会を日常的な運営に関すること

2. 前項第1号及び5号については、委員会において決議することはできない。

3. 委員会は、必要な事項に関して幹事会に意見を具申することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2. 任期途中で退任した場合、後任の任期は残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2. 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前項の職務を代行する。

4. 委員長、副委員長の任期は、原則として2年とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、必要に応じ、代表幹事の出席を要請することができる。

(成立要件)

第7条 委員会は、委員総数の過半数以上の出席を以って成立し、出席委員数の過半数以上の同意により決する。

2. 当該議事につき、予め書面をもって意志を表示した委員は、出席者とみなす。また、委員代理についても、同様とする。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(規程の運用)

第10条 本規程の運用にあたって疑義が生じたときは、本委員会の審議を経た後、幹事会において協議の上決議する。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

(雑 則)

第12条 本規程に定めのない事項であって、必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

本規程は、2009年9月12日から施行する。

本規程は、2013年9月14日から施行する。